

令和6年2月市議会定例会

参考資料

焼津市

令和6年2月市議会定例会

参考資料目次

議案番号	件 目	頁
議第22号	焼津市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議第23号	焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
議第24号	焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	別冊
議第25号	焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	4
議第26号	焼津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議第27号	焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	9
議第28号	焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	12
議第29号	焼津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	13
議第30号	焼津市市営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	16
議第31号	焼津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	18
議第32号	志太広域事務組合規約の変更について	20
議第33号	焼津市道路線の認定について	22
議第34号	焼津市道路線の廃止について	24

議第22号 焼津市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び焼津市職員の育児休業等に関する条例(案) 新旧対照表
(第1条の規定による改正 焼津市会計年度任用職員の給与等に関する条例)

	焼津市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年12月19日条例第20号	焼津市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年12月19日条例第20号
第1条 略 (会計年度任用職員に支給する給与)	第1条 略 (会計年度任用職員に支給する給与)	第1条 略 (会計年度任用職員に支給する給与)
第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)には給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び <u>期末手当</u> を、同項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)には報酬及び <u>期末手当</u> を支給する。	第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)には給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、 <u>期末手当</u> を、同項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)には報酬、 <u>期末手当</u> 及び <u>勤勉手当</u> を支給する。	第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)には給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、 <u>期末手当</u> 及び <u>勤勉手当</u> を、同項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)には報酬、 <u>期末手当</u> 及び <u>勤勉手当</u> を支給する。
第3条 略 第4条 略 (フルタイム会計年度任用職員の通勤手当等)	第3条 略 第4条 略 (フルタイム会計年度任用職員の通勤手当等)	第3条 略 第4条 略 (フルタイム会計年度任用職員の通勤手当等)
第5条 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び <u>期末手当</u> の額及び支給方法は、一般職の常勤職員の例に準じて規則で定めるとこどりにより支給する。	第5条 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び <u>期末手当</u> の額及び支給方法は、一般職の常勤職員の例に準じて規則で定めるとこどりにより支給する。	第5条 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び <u>期末手当</u> の額及び支給方法は、一般職の常勤職員の例に準じて規則で定めるとこどりにより支給する。
第6条 ~ 略 第9条 ~ (パートタイム会計年度任用職員の <u>期末手当</u> 及び <u>勤勉手当</u>)	第6条 ~ 略 第9条 ~ (パートタイム会計年度任用職員の <u>期末手当</u> 及び <u>勤勉手当</u>)	第6条 ~ 略 第9条 ~ (パートタイム会計年度任用職員の <u>期末手当</u> 及び <u>勤勉手当</u>)
第10条 パートタイム会計年度任用職員の <u>期末手当</u> は、一般職の常勤職員の例に準じて規則で定めるところにより支給する。 2 前項の規定にかかわらず、任期が6月末満の者及び規則で定めるところにより算出した1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者には、 <u>期末手当</u> は支給しない。	第10条 パートタイム会計年度任用職員の <u>期末手当</u> は、一般職の常勤職員の例に準じて規則で定めるところにより支給する。 2 前項の規定にかかわらず、任期が6月末満の者及び規則で定めるところにより算出した1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者には、 <u>期末手当</u> は支給しない。	第10条 パートタイム会計年度任用職員の <u>期末手当</u> は、一般職の常勤職員の例に準じて規則で定めるところにより支給する。 2 前項の規定にかかわらず、任期が6月末満の者及び規則で定めるところにより算出した1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者には、 <u>期末手当</u> は支給しない。
以下 略	以下 略	以下 略

(第2条による改正 焼津市職員の育児休業等に関する条例(一部改正))

新

焼津市職員の育児休業等に関する条例

新

焼津市職員の育児休業等に関する条例

第1条～略

第6条 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 烧津市職員の給与に関する条例(昭和27年焼津市条例第16号。以下「給与条例」という。)第15条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第15条の7第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められると認められるとときは、その育児休業の期間を100分の100以下に換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務した日及びその日以後における最初の職員の昇給を行いうどその職員の昇給を行う日ととして規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給を調整することができます。

以下 略

第1条～略

第6条 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 烧津市職員の給与に関する条例(昭和27年焼津市条例第16号。以下「給与条例」という。)第15条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第15条の7第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められると認められるとときは、その育児休業の期間を100分の100以下に換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日以後における最初の職員の昇給を行いうどその職員の昇給を行う日ととして規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給を調整することができます。

以下 略

議第23号 焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(案) 新旧対照表

<p>1 旧</p> <p>焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年12月18日条例第35号</p> <p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。 (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。 	<p>新</p> <p>焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年12月18日条例第35号</p> <p>第1条 (定義)</p> <p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。 (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。 <p>第3条 略 (個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の機関が行う同表の右欄に掲げる事務、市長が行う別表第2の中欄に掲げる事務及び市の機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 略 3 市の機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、利用度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けた場合に、この限りでない。</p> <p>4 略 以下 略</p>
<p>2 略 3 市の機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、利用度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けた場合に、この限りでない。</p> <p>4 略 以下 略</p>	<p>第3条 略 (個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の機関が行う同表の右欄に掲げる事務、市長が行う別表第2の中欄に掲げる事務及び市の機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 略 3 市の機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報をあつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けた場合に、この限りでない。</p> <p>4 略 以下 略</p>

議第25号 燐津市手数料条例の一部を改正する条例(案) 新旧対照表

焼津市手数料条例 旧		焼津市手数料条例 新	
本則	略	本則	略
附則	略	附則	略
別表 (第3条関係)	(1) ~ 略	別表 (第3条関係)	(1) ~ 略
(12) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物の工事完了の通知 1件につき次の表に掲げる額	(12) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物の工事完了の通知 1件につき次の表に掲げる額	(13) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物の工事完了の通知 1件につき次の表に掲げる額	(13) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物の工事完了の通知 1件につき次の表に掲げる額
備考	アイ	備考	アイ
備考	ア	備考	ア
(14) ~ 略	(14) ~ 略	(14) ~ 略	(14) ~ 略
(50) 地方税法第20条の10の規定に基づく納税証明書等の交付	(50) 地方税法第20条の10の規定に基づく納税証明書等の交付	(51) 地方税法第20条の10の規定に基づく納税証明書等の交付	(51) 地方税法第20条の10の規定に基づく納税証明書等の交付
4			

<p>き300円（税目ごとに1件とし、1件を超える場合は、1件を増すごとに50円を加算する。）</p> <p>(52) 地方税法第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧について150円（納税義務者ごとに1件とする。）</p>	<p>条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。） 1件につき300円（税目ごとに1件とし、1件を超える場合は、1件を増すごとに50円を加算する。）</p> <p>(52) 地方税法第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（同法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたもののが閲覧を含む。） 1件につき150円（納税義務者ごとに1件とする。）</p> <p>(53) 地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付 1件につき300円（土地は1筆、家屋は1棟を1件とし、1件を超える場合は、1件を増すごとに50円を加算する。） 資産については、納税義務者ごとに1件とする。）</p>	<p>1件を超える場合は、1件を増すごとに50円を加算する。）</p> <p>(54) 地方税法第387条第3項の規定に基づく土地名寄帳又は家屋名寄帳の閲覧 1件につき150円（納税義務者ごとに1件とする。）</p>	<p>(55) ~ 略</p>	<p>(74) ~ 略</p> <p>(75) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定の申請 20,000円</p> <p>(76) 介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者の更新の申請 10,000円</p> <p>(77) 介護保険法第79条に規定する指定居宅介護支援事業者の指定の申請 20,000円</p> <p>(78) 介護保険法第79条の2に規定する指定居宅介護支援事業者の更新の申請 10,000円</p> <p>(79) 介護保険法第115条の12に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請 15,000円</p> <p>(80) 介護保険法第115条の21において準用する同法第70条の2に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の更新の申請 8,000円</p> <p>(80の2) 介護保険法第115条の22第1項に規定する指定介護予防支援事業</p>
---	--	--	-----------------	--

<u>者の指定の申請 15,000円</u>	
<u>する指定介護予防支援事業者の更新の申請 8,000円</u>	
(81) 介護保険法第115条の45の5に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(第1号事業)指定事業者の指定の申請 15,000円	(81) 介護保険法第115条の45の5に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(第1号事業)指定事業者の指定の申請 15,000円
(82) 介護保険法第115条の45の6に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(第1号事業)指定事業者の更新の申請 8,000円	(82) 介護保険法第115条の45の6に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(第1号事業)指定事業者の更新の申請 8,000円
(83) ~ 略	(83) ~ 略
(92) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付 1件につき次の表に掲げる額	(92) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付 1件につき次の表に掲げる額
以下 略	以下 略

議第26号 焼津市災害弔慰金の支給等に関する条例(案)		新旧対照表
日	焼津市災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和49年8月8日条例第25号	焼津市災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和49年8月8日条例第25号
目次	第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 災害弔慰金(第3条—第8条) 第3章 災害障害見舞金の支給(第9条—第11条) 第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—第15条) 第5章 雜則(第16条)	第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 災害弔慰金(第3条—第8条) 第3章 災害障害見舞金の支給(第9条—第11条) 第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—第15条) 第5章 焼津市災害弔慰金等支給審査委員会(第16条—第20条) 第6章 雜則(第21条)
附則	第1条 ~ 第15条	第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 災害弔慰金(第3条—第8条) 第3章 災害障害見舞金の支給(第9条—第11条) 第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—第15条) 第5章 焼津市災害弔慰金等支給審査委員会(第16条—第20条) 第6章 雜則(第21条)
第15条	附則 第1条 ~ 第15条	第5章 焼津市災害弔慰金等支給審査委員会 (焼津市災害弔慰金等支給審査委員会) 第16条 市長の諮問に応じて、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査し、及び審議するため、法第18条に規定する審議会その他の機関として、焼津市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。 2 委員会は、委員5人以内で組織する。 3 委員は、次に掲げる者のうちから、必要な都度、市長が委嘱する。 (1) 医師 (2) 弁護士 (3) 学識経験者 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
		4 委員の任期は、委嘱の日から当該調査及び審議が終了する日までとする。 5 委員は、再任されることができる。 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (委員長及び副委員長) 第17条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。	
3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。	
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。	
(会議)	
第18条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。	
2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。	
3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。	
4 委員会は、必要があると認めるとときは、委員会の会議に關係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は關係者に資料の提出を求めることがある。	
(庶務)	
第19条 委員会の庶務は、市長が定める機関において処理する。	
(委任)	
第20条 この章に定めるものほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に譲つて定める。	
第6章 雜則	
(委任)	
第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 以下 略	

議第27号 燐津市特定教育・保育施設・保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表	旧	新
焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
平成26年10月8日条例第17号	平成26年10月8日条例第17号	平成26年10月8日条例第17号
第1条	第1条	第1条
～略	～略	～略
第14条	(特定教育・保育の取扱方針)	第14条
第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。	(特定教育・保育の取扱方針)	第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
(1) 略	(1) 略	(1) 略
(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項	(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項	(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項
(3) 略	(3) 略	(3) 略
(4) 略	(4) 略	(4) 略
2 第16条	2 第16条	2 第16条
～ 略	～ 略	～ 略
第22条	(掲示等)	第22条
(23条 特定教育・保育施設は、當該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資する重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されると目的として公衆から求めに応じて自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。)	(23条 特定教育・保育施設は、當該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されると目的として公衆から求めに応じて自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。)	(23条 特定教育・保育施設は、當該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されると目的として公衆から求めに応じて自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。)
第24条	～略	～略
第34条		

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 略
3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特別施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)
第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 略
3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特別施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・

込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」、「同号第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子ども」、「同号」とあるのは、「同号第1号」、「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは、「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」、「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」とあるのは、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、「教育・保育給付認定子どもを除く。」とする。

保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども総数」とあるのは「同号に掲げる小学校就学前子ども総数」とあるのは「同号」とあるのは「同号」とあるのは「同号第1号」と、「の同号」とあるのは「の同号」とあるのは「の同号第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子どもも」とあるのは「教育・保育給付認定子どもも（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子どもも」とあるのは「教育・保育給付認定子どもも（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

37条 ～ 略

52条 ～ 略

53条 ～ 略

(1) 略 略 略
ア イ

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

第37条	～	略		
第52条	(電 気 的 記 録 等)	略		
第53条	略			
第52条	(電 磁 的 記 録 等)	略		
第53条	略			
(1)	略			
(2)	磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により 一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するフア イルに記載事項を記録したものを受け付ける方法			
(1)	略			
(2)	アイ ア イ			
	以下			

議第28号 焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案) 新旧対照表

焼津市国民健康保険税条例 旧	焼津市国民健康保険税条例 昭和41年10月8日条例第16号	焼津市国民健康保険税条例 新 昭和41年10月8日条例第16号
第1条 略 (課税額)	第1条 略 (課税額)	第1条 略 (課税額)
第2条 略 2 略	第2条 略	第2条 略
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>20万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>20万円</u> とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>22万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>22万円</u> とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>22万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>22万円</u> とする。
4 略 第3条 ~ 略	4 略 第3条 ~ 略	4 略 第3条 ~ 略
第20条	第20条 (保険税の減額)	第20条 (保険税の減額)
第21条 次の各号のいづれかに掲げる保険税の納稅義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びエに掲げる場合に得た額（当該減額して得た額が <u>65万円</u> を超える場合には、 <u>65万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる場合に得た額（当該減額して得た額が <u>22万円</u> を超える場合には、 <u>22万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる場合に得た額（当該減額して得た額が <u>17万円</u> を超える場合には、 <u>17万円</u> ）の合算額とする。	第21条 次の各号のいづれかに掲げる保険税の納稅義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びエに掲げる場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる場合には、 <u>22万円</u> 並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる場合には、 <u>17万円</u> の合算額とする。	第21条 次の各号のいづれかに掲げる保険税の納稅義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びエに掲げる場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる場合には、 <u>22万円</u> 並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる場合には、 <u>17万円</u> の合算額とする。
(1) ~ (3)	(1) ~ (3)	(1) ~ (3)
2 略 以下 略	2 略 以下 略	2 略 以下 略

議第29号 福津市介護保険条例の一部を改正する条例(案) 新旧対照表

新	平成12年3月29日条例第25号	焼津市介護保険条例	平成12年3月29日条例第25号
旧			
第1条 ～ 第7条 (保険料率)			
第8条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 33,540円 (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 43,602円 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 50,310円 (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 60,372円 (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 67,080円 (6) 次のいずれかに該当する者 80,496円	第1条 ～ 第7条 (保険料率)	第8条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 30,958円 (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 40,144円 (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 46,948円 (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 61,236円 (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 68,040円 (6) 次のいずれかに該当する者 81,648円	
ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保険料額が必要としない状態になるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。） (7) 次のいずれかに該当する者 87,204円	ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保険料額が必要としない状態になるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。） (7) 次のいずれかに該当する者 88,452円		
ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないものの			

- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）
- (8) 次のいずれかに該当する者 100,620円
ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいづれにも該当しないものの
イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）
- (9) 次のいずれかに該当する者 107,328円
ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいづれにも該当しないものの
イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）
- (10) 次のいずれかに該当する者 114,036円
ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいづれにも該当しないものの
イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イは第12号イに該当する者を除く。）
- (11) 次のいずれかに該当する者 120,744円
ア 合計所得金額が750万円未満であり、かつ、前各号のいづれにも該当しないものの
イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）
- (12) 次のいずれかに該当する者 127,452円
ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいづれにも該当しないもの

- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第38条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）
- (8) 次のいずれかに該当する者 102,060円
ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいづれにも該当しないものの
イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第38条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）
- (9) 次のいずれかに該当する者 115,668円
ア 合計所得金額が420万円未満であり、かつ、前各号のいづれにも該当しないものの
イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第38条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）
- (10) 次のいずれかに該当する者 129,276円
ア 合計所得金額が520万円未満であり、かつ、前各号のいづれにも該当しないものの
イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第38条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）
- (11) 次のいずれかに該当する者 142,884円
ア 合計所得金額が620万円未満であり、かつ、前各号のいづれにも該当しないものの
イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第38条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）
- (12) 次のいずれかに該当する者 156,492円
ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいづれにも該当しないもの

当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用せたならば保護を必要としない状態になるものの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

（13）令第39条第1項第10号に掲げる者 134,160円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,124円とする。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,832円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、46,956円とする。

第9条 略

第10条 略
(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があつた場合の保険料の額)

第11条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至つた者及び同号イの（1）に係る者を除く。）、
口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口、第9号口、第10号口又は第12号口に該当するに至つた第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至つた日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至つた日の属する月から令第39条第1項第1号、第2号、第3号、第4号若しくは第5号又は第8条第6号、第7号、第8号、第9号、第10号に規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略
以下 略

しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用せたならば保護を必要としない状態になるものの（令第38条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

（13）令第38条第1項第13号に掲げる者 163,296円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,391円とする。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度からの保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,536円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度からの保険料率は、同号の規定にかかわらず、46,607円とする。

第9条 略

第10条 略
(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があつた場合の保険料の額)

第11条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至つた者及び同号イの（1）に係る者を除く。）、
口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口、第9号口、第10号口又は第12号口に該当するに至つた第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至つた日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至つた日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいづれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略
以下 略

議第30号 姪津市市営住宅等の設置及び管理に関する条例（案） 新旧対照表

	第1条 焼津市市営住宅等の設置及び管理に関する条例 平成9年12月19日条例第44号	焼津市市営住宅等の設置及び管理に関する条例 平成9年12月19日条例第44号
第1条 ～ 略	第1条 ～ 略	第1条 ～ 略
第5条 (入居者の資格)	第5条 (入居者の資格)	第5条 (入居者の資格)
第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として別表第2で定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受け受けることが困難であると認められる者を除く。以下「高齢者等」という。）にあっては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあっては第3号）に掲げる条件を具備する者でなければならぬい。	第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として別表第2で定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受け受けることが困難であると認められる者を除く。以下「高齢者等」という。）にあっては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあっては第3号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。	第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として別表第2で定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受け受けることが困難であると認められる者を除く。以下「高齢者等」という。）にあっては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあっては第3号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。
(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。	(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。	(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。
(2) その者の収入が別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる金額を超えないこと。	(2) その者の収入が別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる金額を超えないこと。	(2) その者の収入が別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる金額を超えないこと。
(3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。	(3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。	(3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
(4) 焼津市内に住所又は勤務場所を有する者であること。	(4) 焼津市内に住所又は勤務場所を有する者であること。	(4) 焼津市内に住所又は勤務場所を有する者であること。
(5) 市町村民税を滞納していない者であること。	(5) 市町村民税を滞納していない者であること。	(5) 市町村民税を滞納していない者であること。
(6) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。	(6) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。	(6) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
2 略	2 略	2 略
3 略	3 略	3 略
以下 本則略	以下 本則略	以下 本則略
附則 略	附則 略	附則 略
別表第1 第6条關係	別表第2 第6条關係	別表第2 第6条關係

1 ~
7 略

1 ~
7 略

8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この項において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次の各号のいずれかに該当するもの
(1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
(2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

9 略
別表第3 略

8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この項において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次の各号のいずれかに該当するもの
(1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
(2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

9 略
別表第3 略

議第31号 燐津市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

旧		新	
焼津市水道事業給水条例		焼津市水道事業給水条例	
		平成10年3月27日条例第10号	
第1条	～ 略	第1条	～ 略
第3条	(給水装置の新設等の申込み)	第3条	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第4条	給水装置を新設し、改造し、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)し、又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。	第4条	給水装置を新設し、改造し、修繕(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)し、又は撤去しようとする者は、市長の定めるとこより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。
第5条	～ 略	第5条	～ 略
第31条	(給水装置の基準違反に対する措置)	第31条	(給水装置の基準違反に対する措置)
第32条	略	第32条	略
2	市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができます。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。	2	市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができます。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。
第33条	～ 略	第33条	～ 略
第34条	(過料)	第34条	(過料)
第35条	市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。	第35条	市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。
(1)	第4条の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)し、又は撤去した者	(1)	第4条の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、修繕(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)し、又は撤去した者
(2)	略	(2)	略

(3) 略
以下 略

議第32号 志太広域事務組合規約の一部を改正する規約（案） 新旧対照表

志太広域事務組合規約		新	
本則	附則	本則	附則
略	略	昭和47年6月13日地第300号県知事許可	昭和47年6月13日地第300号県知事許可
別表 (第14条関係)		志太広域事務組合規約	
本則 附則 別表 (第14条関係)	費用項目	費用項目	負担区分
事務管理費	人口割	人口割	人口割
地域の広域振興事業の実施に関する事務費	人口割	人口割	人口割
ごみ処理施設の建設、設置及び管理並びにごみ等の処分等に関する事務	建設費、償還元金及び搬入量割	建設費、償還元金及び償還利息、施設管理費(ごみ等の処分等に要する費用を含む。)	搬入量割
ごみ処理施設の解体までの維持管理経費			総人口割 $\frac{2}{\text{総搬入量割}} \times 1$
最終処分場の建設、設置及び管理に関する事務	建設費、償還元金及び償還利息、施設搬入量割	建設費、償還元金及び償還利息、施設管理費	人口割
斎場会館の建設、設置及び管理に関する事務	人口割	施設搬入量割	施設搬入量割
し尿処理施設の建設、設置及び管理に関する事務	施設ごと投入量割	施設ごと投入量割	均等割
看護専門学校の建設、設置及び管理に関する事務	均等割	施設ごと投入量割	均等割
消防事務に関する事務費	消防費基準財政需要額割	消防費基準財政需要額割	消防費基準財政需要額割

備考

- 1 人口割は、予算の属する年度の前年度の9月30日現在における関係市
の住民基本台帳記録人口の割合により算定した額による。

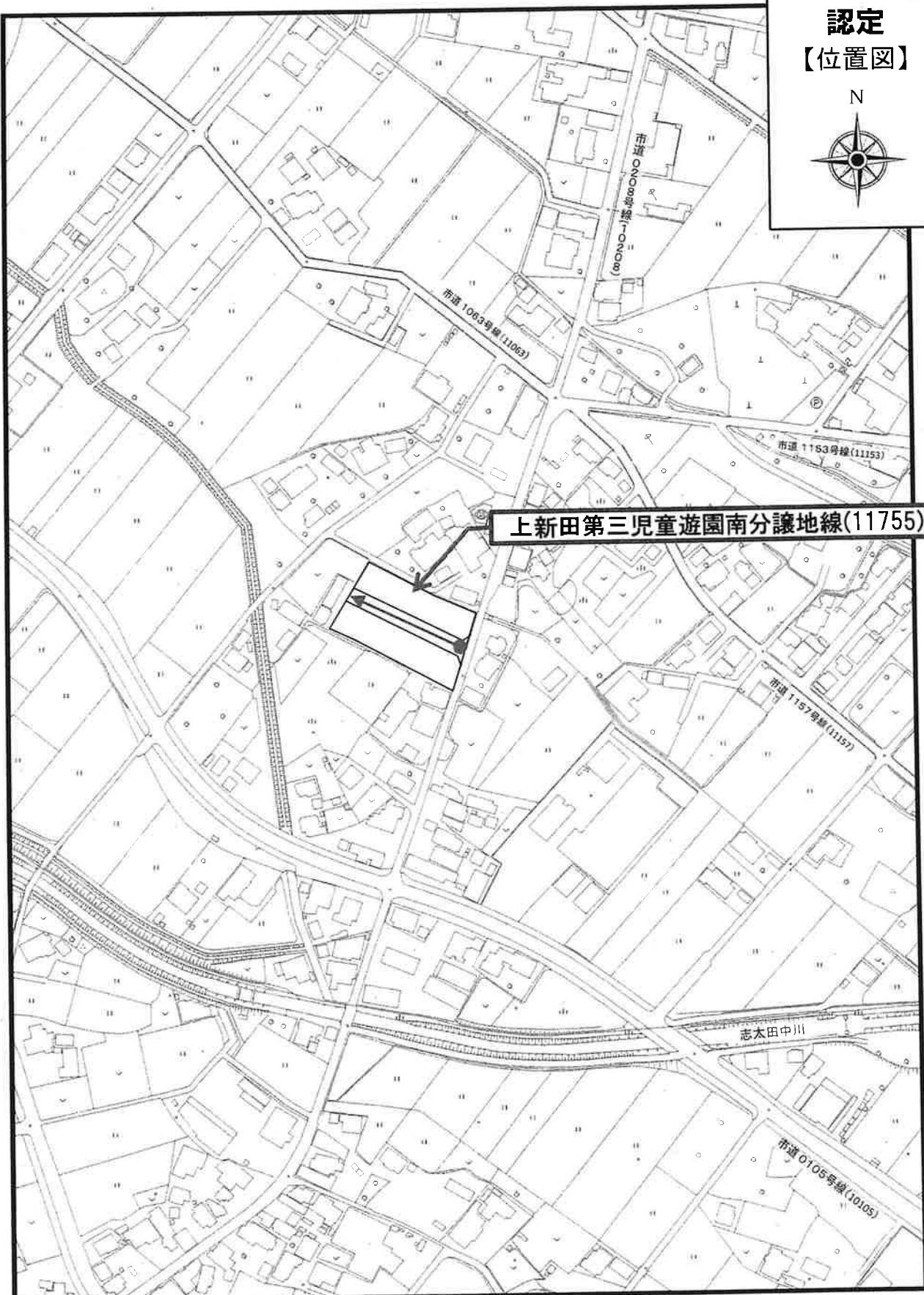
備考

- 1 人口割は、予算の属する年度の前年度の9月30日現在における関係市
の住民基本台帳記録人口の割合により算定した額による。

- 2 摂入量割は、予算の属する年度の前前年度の10月1日から前年度の9月30までの期間における関係市の摂入量の割合により算定した額による。
- 3 施設摂入量割は、予算の属する年度の前前年度の10月1日から前年度の9月30までの期間における関係市の施設摂入量（ごみ等の処分等に係る摂入量を含む。）の割合により算定した額による。
- 4 総人口割は、当該施設の稼働開始から廃止までの期間に係る毎年の3月31日現在における関係市の住民基本台帳記録人口の総数の割合により算定した額による。
- 5 総摂入量割は、当該施設の稼働開始から廃止までの期間における関係市の摂入量の割合により算定した額による。
- 6 施設ごと投入量割は、関係市が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に規定する計画を策定する際に推計する施設ごとの浄化槽汚泥の投入量（生し尿の投入量を含む。以下この号において同じ。）の割合により算定した額による。ただし、新施設供用開始後2年を経過した後は、予算の属する年度の前前年度の10月1日から前年度の9月30までの期間における関係市の浄化槽汚泥の投入量の割合により算定した額による。
- 5 消防費基準財政需要額割は、予算の属する年度の普通地方交付税の基準財政需要額のうち、消防費の需要額の割合により算定した額による。

- 2 摂入量割は、予算の属する年度の前前年度の10月1日から前年度の9月30までの期間における関係市の摂入量の割合により算定した額による。
- 3 施設摂入量割は、予算の属する年度の前前年度の10月1日から前年度の9月30までの期間における関係市の施設摂入量（ごみ等の処分等に係る摂入量を含む。）の割合により算定した額による。
- 4 総人口割は、当該施設の稼働開始から廃止までの期間に係る毎年の3月31日現在における関係市の住民基本台帳記録人口の総数の割合により算定した額による。
- 5 総摂入量割は、当該施設の稼働開始から廃止までの期間における関係市の摂入量の割合により算定した額による。
- 6 施設ごと投入量割は、関係市が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に規定する計画を策定する際に推計する施設ごとの浄化槽汚泥の投入量（生し尿の投入量を含む。以下この号において同じ。）の割合により算定した額による。ただし、新施設供用開始後2年を経過した後は、予算の属する年度の前前年度の10月1日から前年度の9月30までの期間における関係市の浄化槽汚泥の投入量の割合により算定した額による。
- 7 消防費基準財政需要額割は、予算の属する年度の前年度の普通地方交付税の基準財政需要額のうち、消防費の需要額の割合により算定した額による。

焼津市道路線
認定
【位置図】

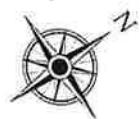


法定外道路

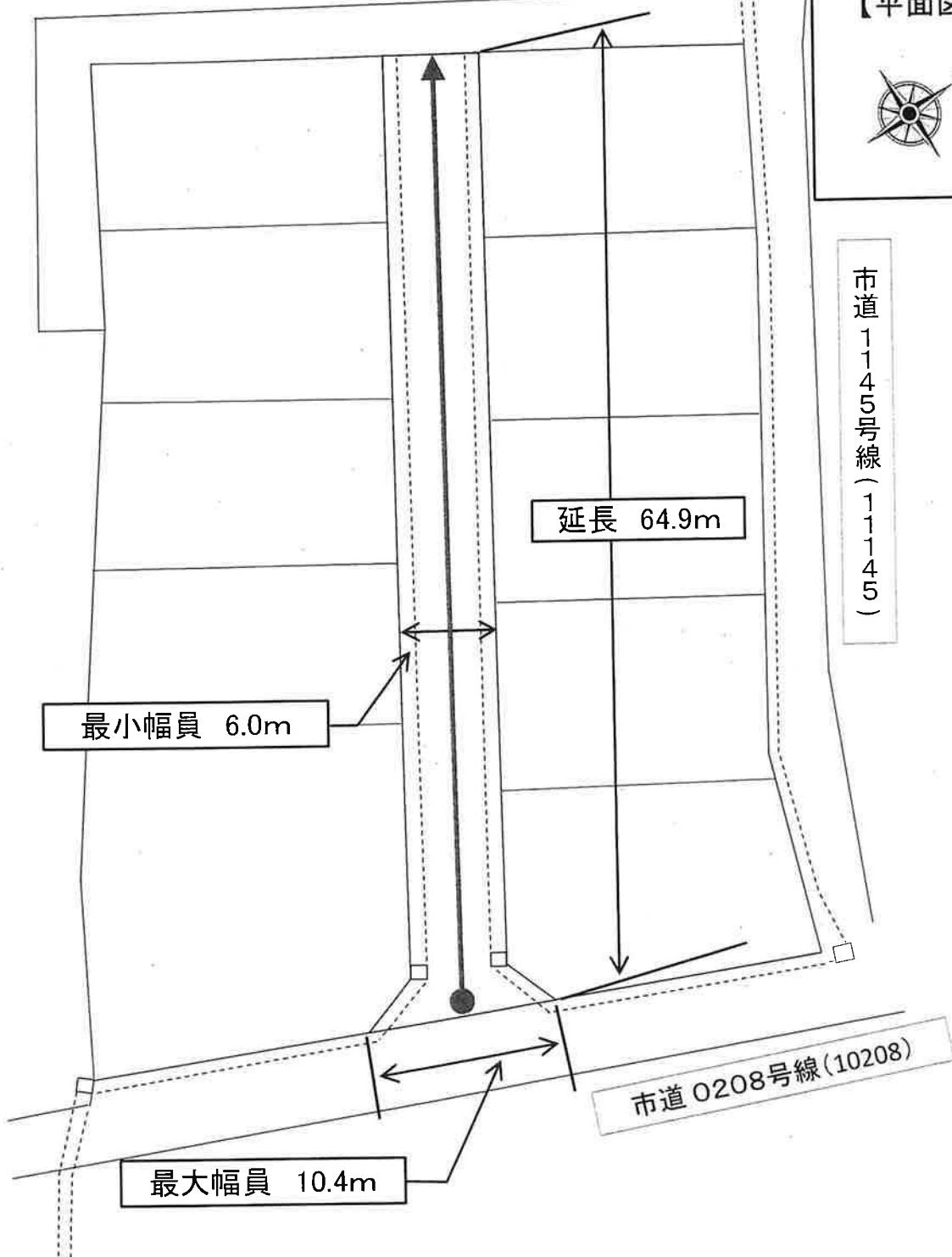
焼津市道路線

認定

【平面図】



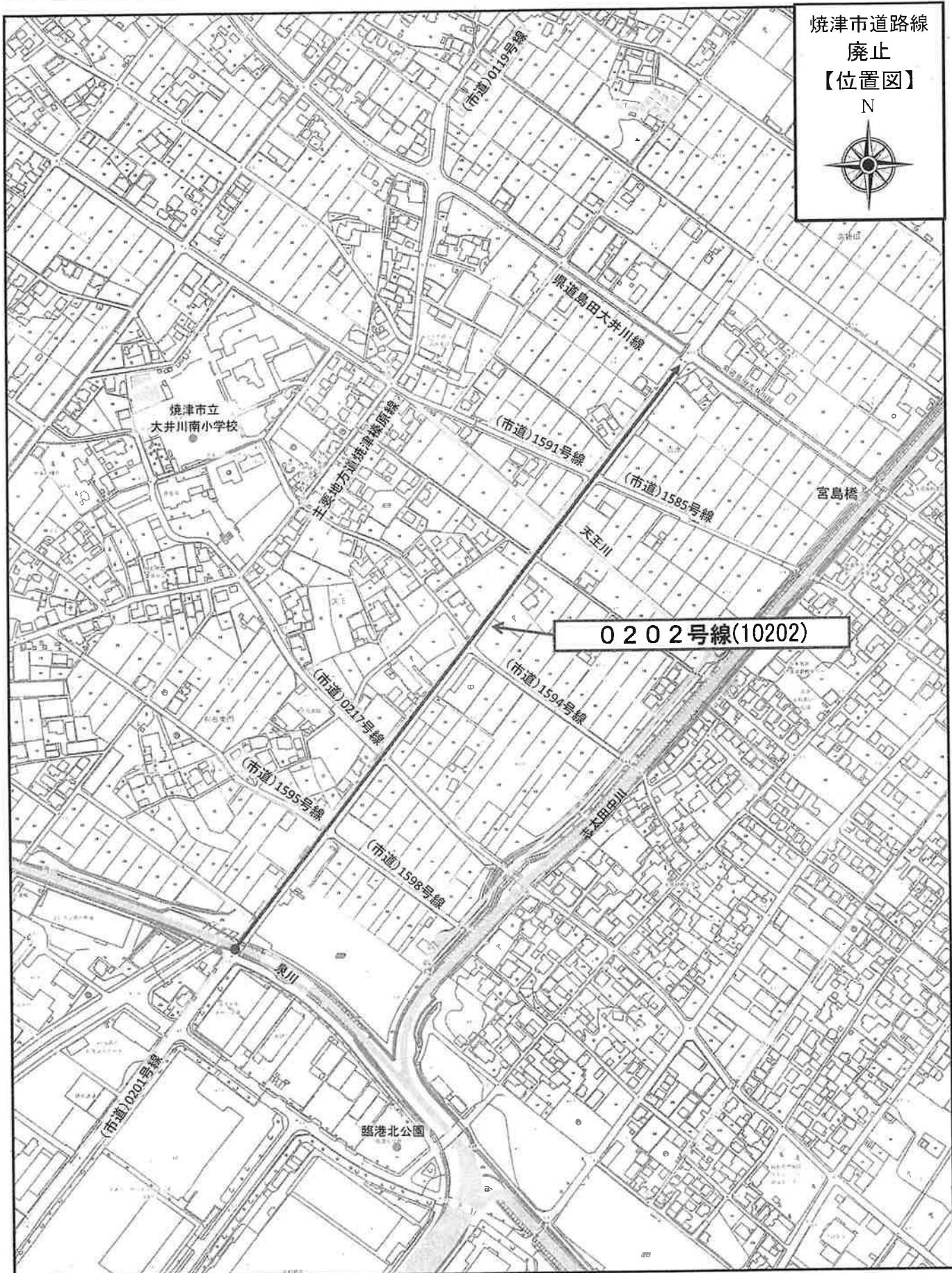
市道 1145号線(11145)



路線名	上新田第三児童遊園南分譲地線(11755)	
路線延長	最小幅員	最大幅員
64.9m	6.0m	10.4m

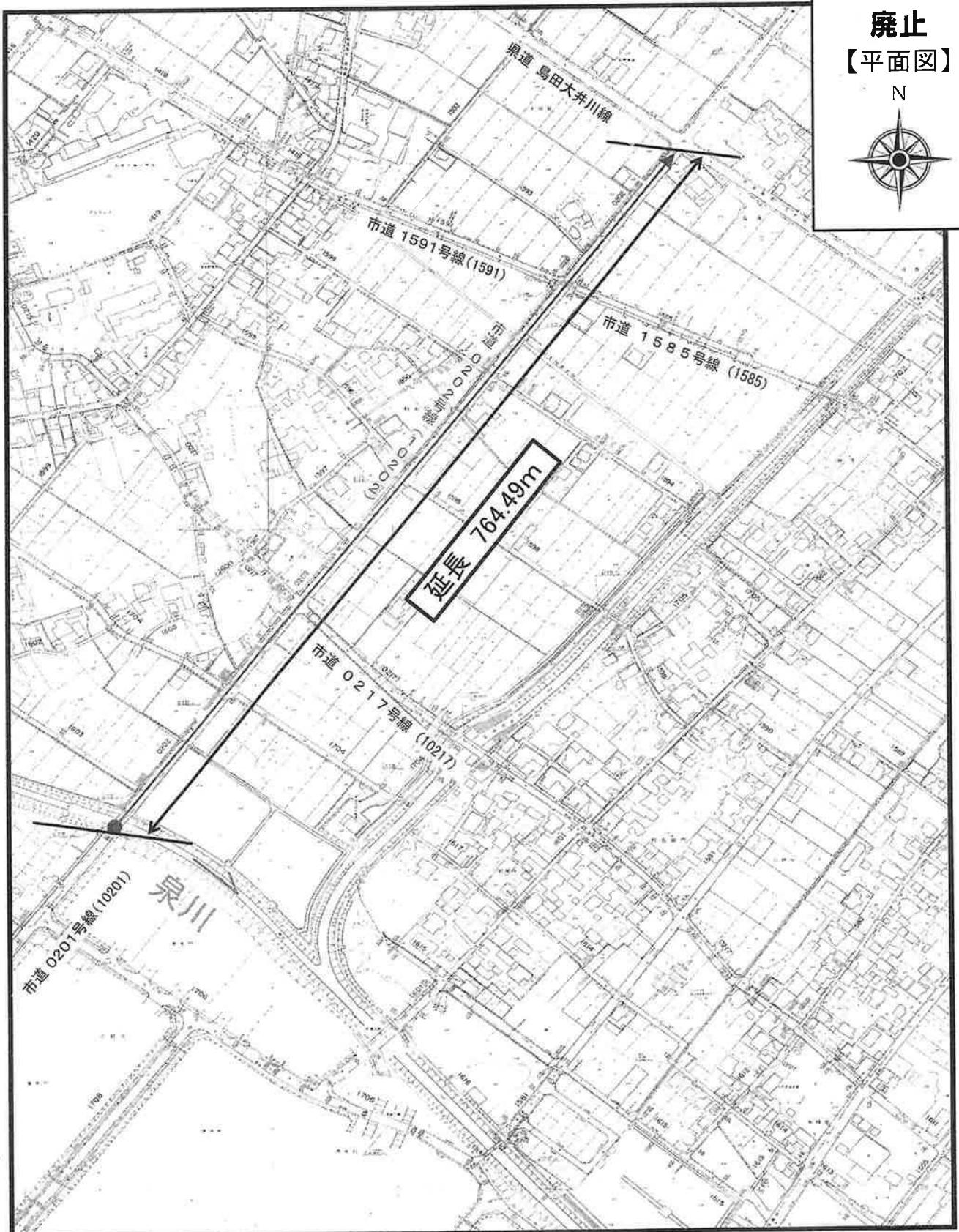
議第34号 焼津市道路線の廃止について

焼津市道路線
廃止
【位置図】



焼津市道路線
廃止
【平面図】

N



路線名	0202号線(10202)	
路線延長	最小幅員	最大幅員
764.5m	8.0m	9.6m